

# 印鑑登録の代理申請について

印鑑登録を代理で申請する場合、本人申請に比べて手間と日数がかかり、また、複雑な手続きが必要です。

代理人の方には、窓口で2回以上お越しいただくことになりますので、申請の流れを十分確認のうえ、手続きを行ってください。

## 代理人による印鑑登録申請の流れ

(2回目来られるとき)

1 【代理人】「代理人選任届」を代理人の方が窓口を持参し、代理申請します。

【必要なもの】

- 代理人選任届 (記入もれが無いよう気を付けてください)
- 登録する印鑑
- 代理人の顔写真付き本人確認書類(原本)  
(マイナンバーカード、運転免許証 など)

2 【市役所】『代理で申請がありましたが、本人の意思による申請で間違いはないですか?』と確認するため、「印鑑の登録に関する照会書」をご本人様へ送ります。  
(転送不可の普通郵便で送ります。)

3 【本人】郵便で届いた照会書を記入します。  
※印鑑登録と同時に印鑑登録証明書も請求したい場合、  
照会書とは別に証明書交付申請の「委任状」も作成する必要があります。

(3回目来られるとき)

4 【代理人】本人から照会書を預かり、窓口を持参します。

【必要なもの】

- 印鑑の登録に関する照会書 (本人がすべて記入済みのもの)
- 本人の資格確認書、年金手帳など (原本)
- 代理人の顔写真付き本人確認書類 (原本)  
(マイナンバーカード、運転免許証 など)
- 登録する印鑑
- 委任状 (印鑑登録証明書が必要な場合)
- 印鑑登録手数料300円 (※証明書は1通につき300円必要です)

※不備があると手続きできません。

【必要なもの】をそろえて、してからお越しくください。

すべて申請者本人が自書してください

## 代理人選任届

宮崎市長 殿

年 月 日

代理人	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	本人との 関係
	住所 アパート・マンション名 部屋番号		

私は、\_\_\_\_\_により、自ら申請することができないため、上記の者を代理人として選任し、印鑑登録及び印鑑登録証明書の受領に関する権限を委任したので届けます。

申請者本人	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	
	住所 アパート・マンション名 部屋番号		